



宍粟市妊活カップル応援金給付事業のお知らせ

宍粟市では、前向きに不妊治療に取り組むご夫婦を応援するため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を実施された方に対し、妊活カップル応援金を給付しています。

対象者：下記の条件を全て満たす方が対象となります。

- ①給付対象となる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を実施していること
- ②治療を受けた期間及び申請日において、夫婦（事実婚を含む）のいずれか一方が市内に住所を有していること
- ③市税等の滞納がないこと
- ④他の地方公共団体から当該特定不妊治療に対する同種の助成金などを受けていないこと

給付対象となる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）

- (1) 保険適用となる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）
- (2) 年齢要件又は回数要件により保険適用とならない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）
※1 医師の判断により、やむを得ず治療を中止した場合でも給付対象となる場合があります。

応援金の額

- 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）1回につき10万円（または5万円 ※2）
※2 実施した特定不妊治療が、次のいずれかに該当するときは5万円の給付となります。
- i. 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施したもの
 - ii. 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止したもの

申請手続き：以下の書類を申請窓口へご提出ください。

- ①宍粟市妊活カップル応援金給付申請書兼振込依頼書（様式第1号）
 - ②宍粟市妊活カップル応援金給付事業受診証明書（様式第2号）
 - ③夫婦のいずれか一方が市内に住所を有することを証明する書類
 - ④夫婦（事実婚を含む）であることが確認できる書類
- ※3 ③・④は宍粟市でその内容が確認できる方で、市がその情報の確認を実施することに同意いただける場合は、提出を省略することができます。

注意事項

- i. この応援金は、不妊治療が保険適用化された令和4年4月以降に治療を開始した特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を給付の対象としています。令和4年3月末以前に治療を開始した特定不妊治療（体外受精・顕微授精）については、別途「宍粟市特定不妊治療費助成事業」の助成対象となりますので、下記申請窓口でお尋ねください。
- ii. この応援金の申請期限は、治療を終了した日の属する年度末日（3月末）と治療を終了した日から3か月を経過する日のいずれか遅い日までとなります。治療を終了されましたら、お早めに申請してください。

申請窓口・お問い合わせ先

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15
宍粟市健康福祉部保健福祉課（宍粟市役所北庁舎3階） TEL：0790-62-1000